済目的たる養殖水産動植物がある場合には、第一項の単位当たり共済価額に乗ずべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる数量の合計数量から当該追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量を差し引いて得た数量とする。

（異常な赤潮による損害を塡補する旨の特約を締結できる水域）

**第六十四条**　法第百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める水域は、別表第三のとおりとする。

（異常な赤潮による損害を塡補する旨の特約を締結できる養殖業）

**第六十五条**　法第百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める養殖業は、令第十九条第一号から第十七号までに掲げる養殖業とする。

（塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物）

**第六十七条**　法第百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき（令第二十条第一項の表に掲げるかきをいう。以下同じ。）、真珠貝（同表に掲げる真珠貝をいう。以下同じ。）、ぶり（同表に掲げるぶりをいう。）、まだい等（同表に掲げるまだい等をいう。）、ぎんざけ等（同表に掲げるぎんざけ等をいう。）、とらふぐ（同表に掲げるとらふぐをいう。以下同じ。）、かんぱち（同表に掲げるかんぱちをいう。）、すずき（同表に掲げるすずきをいう。）、ひらまさ（同表に掲げるひらまさをいう。）、まあじ（同表に掲げるまあじをいう。）、しまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。）、まはた等（同表に掲げるまはた等をいう。）、すぎ（同表に掲げるすぎをいう。）、まさば（同表に掲げるまさばをいう。）、くろまぐろ（同表に掲げるくろまぐろをいう。）、めばる等（同表に掲げるめばる等をいう。）、かわはぎ等（同表に掲げるかわはぎ等をいう。）、ひらめ（同表に掲げるひらめをいう。以下同じ。）又はにほんうなぎ（同表に掲げるにほんうなぎをいう。）に属する養殖水産動植物とする。

（塡補の割合）

**第六十八条**　法第百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十（同条第五項の特約を付しているものにあつては、百分の七十）とする。

（共済金の支払の特例に係る養殖業に係る疾病）

**第六十八条の二**　令第二十四条第二項の農林水産省令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる疾病とする。

| 養殖業の種類 | 疾病 |
|---|---|
| かき養殖業（令第十九条第一号に掲げるかき養殖業をいう。以下同じ。） | 夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。） |
| 一年貝真珠養殖業（令第十九条第二号イに掲げる一年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）及び二年貝真珠養殖業（同号ロに掲げる二年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。） | 夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。） |
| （略） | （略） |

済目的たる養殖水産動植物がある場合には、第一項の単位当たり共済価額に乗ずべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる数量の合計数量から当該追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量を差し引いて得た数量とする。

（異常な赤潮による損害をてん補する旨の特約を締結できる水域）

**第六十四条**　法第百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める水域は、別表第四のとおりとする。

（異常な赤潮による損害を塡補する旨の特約を締結できる養殖業）

**第六十五条**　法第百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める養殖業は、令第十三条第一号から第四十号までに掲げる養殖業とする。

（塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物）

**第六十七条**　法第百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき（令第十四条第一項の表に掲げるかきをいう。以下同じ。）、真珠貝（同表に掲げる真珠貝をいう。以下同じ。）、ぶり（同表に掲げるぶりをいう。）、まだい等（同表に掲げるまだい等をいう。）、ぎんざけ等（同表に掲げるぎんざけ等をいう。）、とらふぐ（同表に掲げるとらふぐをいう。以下同じ。）、かんぱち（同表に掲げるかんぱちをいう。）、ひらめ（同表に掲げるひらめをいう。以下同じ。）、すずき（同表に掲げるすずきをいう。）、ひらまさ（同表に掲げるひらまさをいう。）、まあじ（同表に掲げるまあじをいう。）、しまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。）、まはた等（同表に掲げるまはた等をいう。）、すぎ（同表に掲げるすぎをいう。）、まさば（同表に掲げるまさばをいう。）、くろまぐろ（同表に掲げるくろまぐろをいう。）、めばる等（同表に掲げるめばる等をいう。）、かわはぎ等（同表に掲げるかわはぎ等をいう。）、ひらめ（同表に掲げるひらめをいう。以下同じ。）又はにほんうなぎ（同表に掲げるにほんうなぎをいう。）に属する養殖水産動植物とする。

（てん補の割合）

**第六十八条**　法第百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

（共済金の支払の特例に係る養殖業に係る疾病）

**第六十八条の二**　令第十八条第二項の農林水産省令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる疾病とする。

| 養殖業の種類 | 疾病 |
|---|---|
| かき養殖業（令第十三条第一号に掲げるかき養殖業をいう。以下同じ。） | 夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。） |
| 一年貝真珠養殖業（令第十三条第二号に掲げる一年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）及び二年貝真珠養殖業（令第十三条第三号に掲げる二年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。） | 夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。） |
| （略） | （略） |